

質 疑 回 答 書

1 件 名 越谷市立越ヶ谷小学校 外44校電力購入（単価契約）

2 場 所 越谷市立越ヶ谷小学校 越谷市中町1番41号外44か所

上記案件について、質疑がありましたので、下記のとおり回答いたします。

記

質 疑 事 項	回 答 内 容
Q 1 : 入札時は入札書（兼誓約書）のみの提出で宜しいでしょうか。また内訳書は落札後に提出いたしますか。	A 1 : 入札時にご提出いただくのは「入札書（兼誓約書）」及び「単価書」で、内訳書の提出は入札時も落札時も不要です。
Q 2 : 内訳書の単価表では小数点以下が0の場合、端数の表示がされませんがそのまま使用してよろしいでしょうか。	A 2 : 差し支えありません。
Q 3 : 仕様書では、入札金額には力率割引割増は考慮しないと記載がございますが、各施設ごとの内訳書では力率は100%で力率割引が考慮されております。どちらが正しいでしょうか。含めない場合、修正した内訳書のデータをいただけますでしょうか。	A 3 : 仕様書4（2）に「※入札金額については、別紙内訳書の計算式において、こちらで設定した値を入力してあるため、力率割引を考慮した金額が算出される」「※見積金額の算出にあたっては、別紙内訳書に基本料金及び電力量料金の単価を入力すること。その際、力率割引又は割増（略）は考慮しない」と記載しております。このことから、入札時に提出していただく内訳書の基本料金単価には、力率割引を考慮しない金額（0.85を掛けていない金額）を記載してください。こちらから送付させていただいた単価書に記載する値も同じです。一方、入札金額の総額については、基本料金算出時に「0.85」を掛けた値段を記載してください。（そのため、送付済みの内訳書のデータはそのままご使用いただけます。）

Q 4 : 契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。

Q 5 : 毎月の計量日は一般送配電事業者が定めるため、年間の請求が13回となる場合があります。

また料金の算定期間も計量日から計量日の前日となりますが、その旨ご了承くださいか。

Q 6 : 「自家発補給電力」の契約がある場合、以下の内容を教えてください。

- ・ 契約電力 (kW)
- ・ 使用月、未使用月とその使用電力量 (kWh)

Q 7 : 一般送配電事業者が値上げの際、契約単価見直し協議に応じて頂けますか。

Q 8 : 分散検針の合計請求(複数施設を1枚にまとめる)の場合は、請求書が2通になる場合がございますが、ご了承くださいか。

Q 9 : 請求書はWEBからのダウンロードにてご対応いただけますか。

Q 10 : 検針結果は請求書の内訳をもって

A 4 : 仕様書5(5)に記載のとおり、大相模小学校及び蒲生第二小学校の各敷地内に仮設校舎の建設工事を予定しております。

A 5 : 了承いたします。

A 6 : 自家発補給電力の契約はありません。

A 7 : 原則、協議には応じません。ただし、天災等不測の事態に基づくやむを得ない場合により、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、見直しの協議に応じます。

A 8 : 分散検針の合計請求(複数施設を1枚にまとめる)の場合、請求書が2通になることを了承いたします。なお、請求書の作成については、仕様書3(2)のとおり、小学校30施設分の合算分、中学校15施設分の合算分をそれぞれ作成してください。

A 9 : 原則、請求書は郵送のみの対応いたします。ただし、請求方法が、WEB請求書のみである場合に限り、対応いたします。なお、WEB請求書の記載内容については、協議が必要です。

A 10 : 了承いたします。

検針票に代えさせていただきます。
その旨ご了承頂けますか。

Q 1 1 : (権利譲渡等の禁止) 条文を以下に変更または追加いただくことは可能でしょうか。

『ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。』

Q 1 2 : 契約書の提出および契約締結期限はございますか。期限について協議可能でしょうか。

Q 1 3 : 一般送配電事業者が値上げの際、契約単価も同様に見直しとさせていただきますでしょうか。

Q 1 4 : 使用電力量、料金、契約電力量は各施設毎の請求書にも記載されていますので、それをご了承いただけますでしょうか。

Q 1 5 : 各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。また、ある場合は契約電力(kw)を教えてください。

Q 1 6 : 入札書に記載する日付は作成日で

A 1 1 : 「電力供給約款(長期継続契約)」第2条について質疑をいただいておりますが、「電力供給約款(長期継続契約)」は、変更・追記が出来ません。

ただし、「電力供給約款(長期継続契約)」第2条に記載のとおり、債権譲渡等の承諾を、書面により発注者へ求めることは出来ます。

A 1 2 : 契約書の提出及び契約締結期限は、越谷市契約規則第20条に基づき、落札決定の通知を受けた日から7日以内(越谷市の休日を定める条例(平成4年条例第14号)に規定する市の休日を除く。)でお願いします。なお、本市契約規則について、「Reiki-Base インターネット版 越谷市 例規集」(https://www1.g-reiki.net/koshigaya/reiki_menu.html)から検索いただけます。また、受注者の責めに帰すべき事由でないと認められる場合は、期限についての協議に応じます。

A 1 3 : A 7のとおりです。

A 1 4 : 了承いたします。

A 1 5 : A 6のとおりです。

A 1 6 : 作成日で問題ありません。

よいでしょうか。

Q 17 : 入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか（力率割引を考慮する）。

A 17 : A 3のとおりです。

Q 18 : ご請求について、弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますか。

A 18 : 施設内に入居している企業はありません。

Q 19 : 弊社の請求書は、翌月15日迄に到着とし、請求書受領後30日以内（翌々月15日迄）に振込となりますが、ご了承いただけますでしょうか。

A 19 : 了承いたします。

Q 20 : 現在の計量日が1日以外の場合は、年間の請求が13回、かつ供給最終月のご請求が翌月、翌々月の2回に分割されます。また料金の算定期間は計量日から計量日の前日となります。以上、ご了承いただけますでしょうか。

A 20 : 了承いたします。

Q 21 : 2021年10月に託送料金値上げ予定になっておりますが、値上げ適応してよろしいでしょうか。もしくはそこも加味して応札すべきでしょうか。

A 21 : 2021年10月の託送料金値上げ予定を加味して応札してください。